

# 令和7年度(2025年度) 西東京市学童クラブ入会案内

令和7年4月1日からの学童クラブ入会児童を募集します。

学童クラブは、**毎年**、入会申請手続きが必要です。  
(児童による提出はできません。必ず保護者が提出してください。)



**web・郵送**の  
申請が  
便利です！

西東京市児童館キャラクター  
「にじポン」

## 入会受付期間・受付場所(令和7年4月1日入会)

(4月16日以降入会の受付期間等については、8ページをご覧ください。)

### ○第1次申請

| 受付方法・場所 | 受付期間・曜日                        | 受付時間                        |
|---------|--------------------------------|-----------------------------|
| web申込   | 11月15日(金)～12月20日(金)            | 11月15日(金)午前9時～<br>12月20日(金) |
| 郵送      | 11月15日(金)～12月20日(金)            | ※消印有効                       |
| 児童青少年課  | 12月2日(月)～20日(金)<br>※土曜日・日曜日を除く | 午前8時30分～午後6時                |
| 児童館     | 12月2日(月)～20日(金)<br>※日曜日を除く     | 午前9時30分～午後6時                |

※web申込は8ページ、郵送は9ページをご覧ください。

※学童クラブでは、「12月3日(火)～13日(金)午後1時～6時 ※(日)・(月)・(土)を除く」の期間のみ、書類をお預かりすることが可能です(12ページをご覧ください)。

### ○第2次申請

**受付期間** 令和7年1月6日(月)～1月14日(火) **受付場所** 児童青少年課窓口・web申込・郵送

### ○第3次申請

**受付期間** 令和7年1月15日(水)～3月3日(月) **受付場所** 児童青少年課窓口・web申込・郵送

◎入会決定は、**第1次申請期間中に申請された方が優先**されます。

# 目次



|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 学童クラブについて .....                  | - 2 -  |
| 1. 対象児童 .....                    | - 2 -  |
| 2. 入会要件 .....                    | - 2 -  |
| 3. 指導時間 .....                    | - 3 -  |
| 4. 育成料及び間食費 .....                | - 3 -  |
| 5. 学童クラブ一覧 .....                 | - 4 -  |
| 6. 学童クラブの過密化対策(タイムシェア)について ..... | - 5 -  |
| 7. 民間委託の学童クラブについて .....          | - 5 -  |
| 8. 退会・休会 .....                   | - 5 -  |
| 9. 学童クラブ以外の居場所 .....             | - 6 -  |
| 入会申請手続きについて .....                | - 7 -  |
| 1. 入会申請の流れ .....                 | - 7 -  |
| ①ー1. 申請期間、方法・場所について .....        | - 8 -  |
| ①ー2. Web 申込フォームによる申請について .....   | - 8 -  |
| ①ー3. 郵送による申請について .....           | - 9 -  |
| ①ー4. 申請書類について .....              | - 9 -  |
| 2. 入会決定通知について .....              | - 10 - |
| 3. 入会説明会について .....               | - 11 - |
| 4. 入会申請にあたっての注意事項 .....          | - 12 - |
| 5. その他 .....                     | - 13 - |
| 6. 育成料及び間食費の減額免除制度 .....         | - 13 - |
| 学童クラブ地区割りについて .....              | - 14 - |
| 入会申請に関するよくあるご質問(Q&A) .....       | - 17 - |

# 学童クラブについて

## 学童クラブとは・・・

学童クラブは、小学校等に就学している児童の保護者が、就労・疾病・介護等により、昼間家庭にいられない場合、保護者に代わって生活の場を確保し、適切な遊びや集団活動をととして、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

## 1. 対象児童

学童クラブに入会できる対象は、西東京市に居住または西東京市立小学校に在学中の児童です。  
ただし、5・6年生は「西東京市学童クラブ障害児指導実施要綱」に定める障害児だけが対象です。学童クラブでの集団生活が難しい場合などは、別途、児童青少年課へご相談ください。  
※詳しくは、児童青少年課へお問い合わせください。

## 2. 入会要件

保護者等(18歳以上65歳以下（令和7年3月31日までに66歳になる方を除く）の当該児童と同居の親族を含む。）の方が以下のいずれかに該当することにより、当該児童が監護を受けられないと認められる場合

|   |           |                                                                                                                                                          |
|---|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 就 労       | 就労を常態としていること。                                                                                                                                            |
|   |           | 就労の常態とは、「就労日数が月～土曜日のうち <b>週3日</b> 以上かつ就労時間が <b>4時間</b> 以上かつ通勤時間を含めて <b>午後2時30分</b> 以降まで外出していること。」を指します。<br>ただし、 <b>在宅で就労している場合は、午後2時30分以降まで就労していること。</b> |
| ② | 長期疾病・障害   | 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有していること。                                                                                                                    |
| ③ | 看（介）護 中   | 長期疾病、その他障害を有している者の看(介)護にあたっていること。                                                                                                                        |
|   |           | 看(介)護は「月～土曜日のうち日数が <b>週3日</b> 以上かつ時間が <b>4時間</b> 以上かつ <b>午後2時30分</b> 以降まで外出していること。」を要件とします。<br>ただし、 <b>在宅で看(介)護をしている場合は、午後2時30分以降まで看（介）護していること。</b>      |
| ④ | 求職中・就学中   | 求職活動中または、就労に伴う準備として技能修得のため <u>日中外出すること</u> を常態としていること。                                                                                                   |
|   |           | 求職・就学の常態とは、「求職・就学日数が月～土曜日のうち <b>週3日</b> 以上かつ求職・就学時間が <b>4時間</b> 以上かつ <b>午後2時30分</b> 以降まで続いていること。」を指します。<br>※求職中の要件での入会期間は <b>最大2か月</b>                   |
| ⑤ | 出 産       | 保護者の方が、出産予定であること。                                                                                                                                        |
|   |           | 出産要件での入会は出産 <b>前6週</b> から出産 <b>後8週</b> 以内                                                                                                                |
| ⑥ | 育 児 休 業 中 | 保護者の方が、育児休業を取得していること。                                                                                                                                    |
|   |           | 育児休業中での入会は出産 <b>後1年6か月</b> 以内                                                                                                                            |
| ⑦ | 被 災 等     | 震災、風水害、火災その他の災害により被害を受け、その復旧にあたっていること。                                                                                                                   |

### 3. 指導時間 ( ) 内時間は、勤務状況等による最長指導時間です。

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 通常日     | 下校時～午後5時(午後6時)     |
| 春・冬休み   | 午前8時30分～午後5時(午後6時) |
| 夏休み     | 午前8時15分～午後5時(午後6時) |
| 臨時学校休業日 | 午前8時30分～午後5時(午後6時) |
| 土曜日     | 午前8時30分～午後5時(午後6時) |

※土曜日は、勤務証明書等で監護に欠けることが明確な児童のみ利用できます。

※日曜日・国民の祝日・年末年始等は、学童クラブはお休みです。

### 4. 育成料及び間食費

(1) 学童クラブでは、育成料及び間食費を負担していただきます。

(2) 育成料及び間食費の保護者負担額は、

**月額 7,000円** (育成料6,000円と間食費1,000円) です。

(3) 学童クラブへの出欠に関わらず、在籍期間中は育成料及び間食費が発生します。

(4) 1か月の出席が1度もない場合でも、退会届等を提出しない限り育成料及び間食費を納入する必要がありますのでご注意ください。

(5) 同一世帯で学童クラブに在籍する児童が2人以上の場合、2人目以降の児童については、1人あたりの育成料が半額(育成料3,000円と間食費1,000円で合計4,000円)になります。

(6) 月の15日以前の退会と16日以降の入会は、月の育成料及び間食費それぞれが半額(育成料3,000円と間食費500円で合計3,500円)になります。

#### 令和7年度 育成料・間食費納期限

|      |               |      |              |
|------|---------------|------|--------------|
| 4月分  | 令和7年4月30日(水)  | 5月分  | 令和7年6月2日(月)  |
| 6月分  | 令和7年6月30日(月)  | 7月分  | 令和7年7月31日(木) |
| 8月分  | 令和7年9月1日(月)   | 9月分  | 令和7年9月30日(火) |
| 10月分 | 令和7年10月31日(金) | 11月分 | 令和7年12月1日(月) |
| 12月分 | 令和8年1月5日(月)   | 1月分  | 令和8年2月2日(月)  |
| 2月分  | 令和8年3月2日(月)   | 3月分  | 令和8年3月31日(火) |

### ～学童クラブ育成料等は必ず納入してください～

学童クラブは、国や都からの補助金、市の負担及び保護者にお納めいただいている育成料等で運営をしており、学童クラブ育成料等の滞りの発生が増加することにより、運営そのものに支障が生じることになります。また、保護者間の著しい負担の不均衡を生じさせ、不公平感の増長につながります。納入期限内の納入にご協力をお願いいたします。

なお、納入の意思が見られない滞納者は、**最終的には法律に基づいて訴訟手続を行い、強制執行手続(財産の差押え等)の対象となります。**

※減額免除制度がありますので、13ページの『6. 育成料及び間食費の減額免除制度』の要件等をご確認ください。

※一時的に納入が遅れる場合や、定期的な分割納入をご希望の場合は、児童青少年課まで事前にご相談ください。

## 5. 学童クラブ一覧

★地区割り対象学童クラブ

令和7年4月1日現在

|   | 学童クラブ名      | 所 在 地                            | 電 話          | 定 員 |
|---|-------------|----------------------------------|--------------|-----|
| ★ | 田 無         | 田無町四丁目14番2号 田無児童館内               | 467-4700     | 50人 |
| ★ | 田 無 第 二     | 田無町四丁目5番21号 田無小学校敷地内             | 466-0050     | 50人 |
| ★ | 田 無 第 三     | 田無町四丁目5番21号 田無小学校内               | 464-2650     | 50人 |
| ★ | 北 原         | 北原町一丁目16番2号 北原児童館内【民間委託】         | 451-2020     | 50人 |
| ★ | 谷 戸         | 谷戸町一丁目22番10号【民間委託】               | 421-1661     | 50人 |
| ★ | 谷 戸 第 二     | 谷戸町一丁目17番27号 谷戸第二小学校内            | 425-3640     | 30人 |
|   | み ど り       | 緑町三丁目8番3号                        | 463-3966     | 70人 |
|   | ひばりが丘第一     | ひばりが丘三丁目1番25号 ひばりが丘児童センター内【民間委託】 | 465-9480     | 70人 |
|   | ひばりが丘第二     | ひばりが丘三丁目1番25号 ひばりが丘児童センター内【民間委託】 | 465-9482     | 70人 |
|   | 中 原         | ひばりが丘二丁目6番25号 中原小学校内             | 452-5504     | 84人 |
| ★ | 芝 久 保       | 芝久保町一丁目16番18号 芝久保児童館内            | 465-1651     | 50人 |
| ★ | 北 芝 久 保     | 芝久保町三丁目15番10号 芝久保コミュニティセンター内     | 465-9991     | 50人 |
| ★ | 芝 久 保 第 二   | 芝久保町三丁目7番1号 芝久保小学校内              | 466-2600     | 30人 |
| ★ | 上 向 台       | 向台町六丁目7番28号 上向台小学校内              | 467-1238     | 35人 |
| ★ | 上 向 台 第 二   | 向台町六丁目18番23号                     | 468-0169     | 50人 |
| ★ | け や き       | 芝久保町五丁目7番1号 けやき小学校内              | 464-3812     | 79人 |
| ★ | け や き 第 二   | 西原町四丁目5番96号 西原北児童館内              | 464-3834     | 50人 |
|   | 本 町         | 保谷町一丁目3番35号 保谷小学校内               | 463-3146     | 50人 |
|   | 東           | 東町六丁目2番33号 東小学校敷地内               | 421-2115     | 80人 |
|   | 下 保 谷       | 下保谷四丁目3番20号 下保谷児童センター内【民間委託】     | 422-8680     | 55人 |
|   | 保 谷 第 一     | 下保谷一丁目4番4号 保谷第一小学校内              | 422-5651     | 50人 |
|   | 中 町         | 中町四丁目4番1号 中町児童館内                 | 422-8766     | 40人 |
|   | 中 町 第 二     | 中町四丁目4番1号 中町児童館内                 | 422-8805     | 40人 |
|   | 本 町 第 二     | 保谷町一丁目14番23号 本町小学校内              | 464-9045     | 50人 |
| ★ | 新 町         | 新町五丁目2番7号 新町児童館内                 | 0422-55-1880 | 35人 |
| ★ | 保 谷 柳 沢 第 二 | 柳沢四丁目2番11号 保谷第二小学校敷地内            | 468-1066     | 40人 |
| ★ | 保 谷 柳 沢     | 柳沢二丁目6番11号 保谷柳沢児童館内              | 468-8588     | 45人 |
|   | 東 伏 見       | 東伏見六丁目1番17号 東伏見小学校敷地内【民間委託】      | 461-7000     | 40人 |
|   | 東 伏 見 第 二   | 東伏見六丁目1番17号 東伏見小学校敷地内【民間委託】      | 451-3775     | 40人 |
|   | ひばりが丘北      | ひばりが丘北一丁目6番8号 ひばりが丘北児童センター内      | 423-5110     | 40人 |
|   | ひばりが丘北第二    | ひばりが丘北一丁目6番8号 ひばりが丘北児童センター内      | 423-5124     | 40人 |
|   | 住 吉         | 住吉町五丁目2番1号 住吉小学校内                | 421-3280     | 70人 |
|   | 田 無 柳 沢     | 向台町一丁目7番25号 田無柳沢児童センター内          | 464-3845     | 50人 |
| ★ | 向 台         | 向台町三丁目1番45号【民間委託】                | 463-0123     | 50人 |
| ★ | 向 台 第 二     | 向台町三丁目1番45号【民間委託】                | 464-2600     | 50人 |
| ★ | 向 台 第 三     | 向台町二丁目1番1号 向台小学校内                | 466-6151     | 40人 |

## 6. 学童クラブの過密化対策（タイムシェア）について

西東京市では、学童クラブの入会児童数の増加が顕著であり、過密化の解消が求められています。

このため、一部の学童クラブでは令和6年度において、学校等と調整を図り、学校の教室等のスペースを学童クラブのスペースとして一時利用する、「タイムシェア」を実施しております。

令和7年度においても同様に、入会児童数に応じて、「タイムシェア」の実施を検討しております。

タイムシェアの実施により、学童クラブ以外のスペースでお過ごしいただく場合は、ご意向を伺いつつ改めてご連絡いたします。ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

## 7. 民間委託の学童クラブについて

以下の学童クラブに関しては、民間事業者に業務委託しています。

業務委託をしている学童クラブでは、事業者独自のサービスとして、有料による時間延長などのサービスを行っています。

詳しい内容は、各学童クラブへお問い合わせください。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1 北原学童クラブ   | 6 ひばりが丘第一学童クラブ |
| 2 谷戸学童クラブ   | 7 ひばりが丘第二学童クラブ |
| 3 向台学童クラブ   | 8 東伏見学童クラブ     |
| 4 向台第二学童クラブ | 9 東伏見第二学童クラブ   |
| 5 下保谷学童クラブ  |                |

## 8. 退会・休会

### (1) 退会について

学童クラブは途中で退会することができます。また、以下に該当する場合は、学童クラブは退会となります。

- ① 対象とする児童及び保護者が、定められた入会要件を欠くに至ったとき。
- ② 入会申請手続に、偽りがあったとき。
- ③ 3か月を超えて学童クラブに出席できないとき(病気等で休会届を提出している場合を除く。)

### (2) 休会について

児童本人が病気などで通所が不可能なときは、休会することができます。

休会する場合は、診断書等の通所が不可能なことが分かる書類等の提出が必要です。

詳しくは、児童青少年課までお問い合わせください。

### (3) 届出について

退会または休会する場合は、早急に**退会届または休会届**を学童クラブに提出してください。

※退会届及び休会届の用紙は、各学童クラブ及び児童青少年課で配布しております。

## □■注意□■

- ◆退会届及び休会届が提出されない場合は、育成料等がかかります。
  - ◆退会の日付等により育成料及び間食費が減額になる場合があります。
  - ◆退会日及び休会日は遡ることができませんので、ご了承ください。
- 詳しくは児童青少年課までお問い合わせください。

### 【児童館・児童センター】

児童福祉法に基づく児童厚生施設で、主に乳幼児から高校生年代（0歳～18歳未満）までを対象とし、年齢の異なる子どもたちが一緒に遊んだり、様々な体験をしたりしながら、共に育っていくことを目的とした“地域の遊び場”です。児童センターには、体力増進を図る設備があり、体力増進指導委員という専門の職員が配置されています。

西東京市には、11の児童館・児童センターが設置されています。

なお、授業終了後、一度家に帰ってからの来館をお願いしています。

### 【放課後子供教室】

西東京市の小学校では、放課後の居場所の選択肢の一つとして、「放課後子供教室」を実施しております。地域の協力を得て放課後や週末等に学校の校庭や体育館開放、余裕教室等を活用して、児童生徒等の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供しております。

また、放課後にランドセルのまま放課後子供教室に参加した後、学童クラブへ通所して、帰宅時間まで過ごすことができる場合もあります。

実施時間等の詳細については、各校の学校施設開放運営協議会からのお知らせをご覧ください。ほか、ホームページまたは《教育部 社会教育課 042 - 420 - 2831》へお問い合わせください。

※開放日時や利用対象は各学校施設開放運営協議会によって異なります。



# 入会申請手続きについて

## 1. 入会申請の流れ

### 入会案内・申請書

配布

各学童クラブや児童館、田無庁舎、保谷庁舎などで配布します。  
また、西東京市ホームページからもダウンロードできます。

### 申請

詳細：8～10 ページ

必要書類をすべてご用意の上、お申込みください。

#### <申請期間>

【令和7年4月1日入会】

第1次申請 令和6年11月15日（金）～令和6年12月20日（金）

※窓口申請は、令和6年12月2日（月）開始

【令和7年4月1日入会（追加募集）】

第2次申請 令和7年1月6日（月）～令和7年1月14日（火）

第3次申請 令和7年1月15日（水）～令和7年3月3日（月）

#### <申請方法・場所>

Web申込・郵送・田無第二庁舎2階3番窓口 児童青少年課

※第1次申請期間のみ、各児童館でも受け付けを行っております。

また、同期間のみ、学童クラブでは、書類のお預かりが可能です。

※4月16日以降の入会申請については、8ページ(2)をご確認ください。

### 審査

### 結果通知

詳細：10 ページ

郵送にて通知します。第1次及び第2次申請に申し込まれた方は  
2月上旬頃発送予定です。

### 入会説明会

詳細：11 ページ

令和7年2月22日（土）または令和7年3月1日（土）

午前10時～正午を予定しております。必ず入会決定児童と一緒に出席してください。

詳細な日時については入会決定通知に案内を同封いたします。

※第3次申請及び4月16日以降の入会者については、入会決定後、入会までの間に随時説明会を行います。

### 口座振替手続

育成料及び間食費の納入は、原則口座振替でお願いします。

### 学童クラブ入会



## ①-1. 申請期間、方法・場所について

### (1) 令和7年4月1日入会

表紙に記載された申請期間、方法・場所をご確認ください。

**※入会は第1次申請期間中に申請された方が優先されます。**

第2次申請期間以降にお申し込みの方は、ご希望の学童クラブの申請状況によっては、入会可能となるまで待機となります。また待機となった場合でも、毎年度申請が必要になりますのであらかじめご了承ください。

### (2) 令和7年4月16日以降の入会について

4月16日以降入会できる日は、毎月**1日**と**16日**になります(日曜・国民の祝日・年末年始等は除きます。)。申請の際は、以下の申請期限にご注意ください。

#### ① 申請期限

| 入会希望日     | 申請期限         | 入会希望日      | 申請期限        |
|-----------|--------------|------------|-------------|
|           |              | 令和7年4月16日～ | 令和7年4月1日(火) |
| 令和7年5月1日～ | 令和7年4月16日(水) | 5月16日～     | 5月1日(木)     |
| 6月1日～     | 5月16日(金)     | 6月16日～     | 6月2日(月)     |
| 7月1日～     | 6月16日(月)     | 7月16日～     | 7月1日(火)     |
| 8月1日～     | 7月16日(水)     | 8月16日～     | 8月1日(金)     |
| 9月1日～     | 8月18日(月)     | 9月16日～     | 9月1日(月)     |
| 10月1日～    | 9月16日(火)     | 10月16日～    | 10月1日(水)    |
| 11月1日～    | 10月16日(木)    | 11月16日～    | 11月4日(火)    |
| 12月1日～    | 11月17日(月)    | 12月16日～    | 12月1日(月)    |
| 令和8年1月4日～ | 12月16日(火)    | 令和8年1月16日～ | 令和8年1月5日(月) |
| ※2月1日～    | 令和8年1月16日(金) | ※2月16日～    | 2月2日(月)     |
| ※3月1日～    | 2月16日(月)     | ※3月16日～    | 3月2日(月)     |

**※2月1日以降は、求職活動中の要件での受け入れは行いません。**

#### ② 申請方法

ア web申込フォームから申請

イ 児童青少年課へ郵送

ウ 児童青少年課(田無第二庁舎2階 3番窓口)・児童館・学童クラブへ提出

※4月16日以降入会希望の申請は、児童館・学童クラブでは受付をしていません。

## ①-2. Web 申込フォームによる申請について

### (1) 令和7年4月1日入会希望の場合

右記の申込フォーム(QRコード)又は下記URLからお申し込みください。

URL : <https://logoform.jp/form/AAZE/767734>



### (2) 令和7年4月16日以降入会希望の場合

令和7年4月1日入会の第3次申請期間後に、西東京市公式ホームページにて申込フォームを公開します。

↑ 令和7年4月1日入会用の  
申込フォーム

### ①-3. 郵送による申請について

(1) 申請書類を郵送で提出することもできます。以下の宛先に送付してください。

送付先

〒188-8666

西東京市南町五丁目6番13号 西東京市役所 児童青少年課 宛て

(2) 郵送による申請の場合、消印の日付が申請書提出日となります。

【例】 令和6年12月20日までの消印 ⇒ 第1次申請期間中の提出

令和6年12月21日以降の消印 ⇒ 第2次申請期間中の提出

申請書発送日より入会希望に沿えない結果となる可能性がありますので、時間に余裕を持った送付をお願いします。

(3) 記載漏れ・添付書類不足がないか、必ずご確認ください。

申請書の記載例や、次ページに記載された申請に必要な書類をご確認いただき、記載漏れなどがないようお願いします。添付書類の不足により就労状況等が確認できない場合には、入会不承認や期間限定の入会決定となることがあります。

### ①-4. 申請書類について

#### 申請書類

|   |                                                                                                                                                           |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 学童クラブ入会申請書（両面）・・・1通                                                                                                                                       |
| ② | 勤務証明書など要件確認のための必要書類・・・保護者各1通<br>※18歳以上65歳以下の同居の親族がいる場合は、その勤務証明書等・・・各1通<br>《保護者の状況に応じて、次ページの表をご確認ください》                                                     |
| ③ | 身体障害、知的障害、発達障害などのある方（申請児童）は、手帳または医師の意見書か診断書などの写し・・・1通<br>※障害のある方（申請児童）については、入会審査の一環として、現在所属している保育園・幼稚園・学校等に児童青少年課職員が訪問し、申請児童の様子の見学したり、担任の先生等に話を伺うことがあります。 |

※①の入会申請書は、児童1人ごとに1通必要です。複数児童分を申し込まれる場合、2人目以降の②の書類（勤務証明書など）は写しでも結構です。

※「web申込フォームによる申請」の場合は、①の入会申請書は不要です。申込フォームに直接ご入力ください。

※保育園にも同時に申請される場合は、令和6年10月1日以降に発行されたものであれば、同じ勤務証明書の写しでも結構です。

| 入会要件ごとの必要書類                         |                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就 労                                 | <b>■勤務・採用（見込）証明書 ※勤務先(事業所)による記入</b><br>◆発行日が令和6年10月1日以降のもの。令和7年4月16日以降入会希望の方は直近2か月以内のもの。<br>◆「採用見込」で提出された方は、勤務を開始してから再度提出が必要です。<br>◆勤務証明書等の内容を勤務先等に確認する場合があります。<br>◆本人が代表者の場合（支店長等）、令和5年分の源泉徴収票の写しも必ず提出が必要です。 |
| 就 労<br>(自営業の方、<br>申請者が会社<br>代表者の場合) | <b>■勤務・採用（見込）証明書 ※保護者本人による記入</b><br><b>■次の①または②のいずれかを1部</b><br>①確定申告をしている方→令和5年分の確定申告書の写し<br>②源泉徴収されている方→令和5年分の源泉徴収票の写し<br>※①または②の書類をお持ちでない方は、開業届または登記事項証明書の写し                                                |
| 長 期 疾 病<br>・ 障 害                    | <b>■医師の診断書または身体障害者手帳等の写し</b><br>※診断書は病名等のみではなく、「家庭での監護困難」や「育児困難」である旨が記載されているもの(写しでも可)                                                                                                                         |
| 休 職 中                               | <b>■勤務・採用（見込）証明書</b><br>※勤務先(事業所)による記入、休職期間を記載したもの<br><u>復職された際に、再度勤務証明書の提出が必要になります。</u>                                                                                                                      |
| 看 ( 介 ) 護 中                         | <b>■次の①または②のいずれかを1部</b><br>①介護保険被保険者証または身体障害者手帳等の写し(認定印・氏名が分かるページ)<br>※余白部分に実態として頻度・時間帯・介護場所・補助内容等(週〇日、10時～17時、自宅又は〇〇施設、生活全般補助など)をご記入ください。<br>②医師の診断書<br>※常時看(介)護が必要である旨が記載されているもの                            |
| 就 学 中                               | <b>■学校発行の在学証明書</b> (学生証明書の写しでも可)<br><b>■時間割</b> (受講しているカリキュラムの時間帯や曜日等が分かるもの)                                                                                                                                  |
| 出 産 予 定                             | <b>■母子健康手帳の写し</b> (お母様のお名前と出産予定日が記載されたページ)                                                                                                                                                                    |
| 育 児 休 業 中                           | <b>■勤務・採用（見込）証明書 ※勤務先(事業所)による育休期間の記入</b><br>※出産後1年6か月を過ぎて育児休暇を取得されている場合で、令和7年5月末までに復職予定の方は、 <u>復職された際に、再度勤務証明書の提出が必要になります。</u>                                                                                |

## 2. 入会決定通知について

【令和7年4月1日入会の方】

(1) 入会決定通知書は、**2月上旬**に発送します。

(2) 学童クラブ在籍有効期間は、以下の要件で入会された方を除き**翌年3月31日**までとなります。

◆求職中→5月31日まで(最大2か月のため、入会を継続するためには、期間中に勤務証明書等の書類の提出が必須となります。)

◆出産および育児休業→入会要件の期間

◆長期疾病中および就学中→提出書類に記載された期間

※なお、期間を過ぎてしまう方は、自動的に退会とはなりませんので、必ず退会届を事前に提出してください。

(3) ご希望の学童クラブの状況により、待機となった場合は、入会不承認通知書を送付します。入会可能になった時点で、順次お電話でお知らせします。

### 3. 入会説明会について

初めて学童クラブをご利用される方を対象に、入会説明会を予定しています。

《令和7年4月1日入会の方》

日付：**令和7年2月22日(土)または令和7年3月1日(土)**※詳細は以下を参照

場所：各学童クラブ（同一小学校区内の学童クラブは、合同で実施する場合があります。）

時間：午前10時から正午まで(予定)

※入会人数等によっては、二部制や午後に変更となる場合があります。

詳しいご案内は、2月上旬に入会決定通知とともに発送いたします。

#### ■令和7年2月22日(土)に実施する施設

|       |        |          |         |      |      |
|-------|--------|----------|---------|------|------|
| 下保谷   | ひばりが丘北 | ひばりが丘北第二 | 本町      | 東    | 北原   |
| 谷戸    | みどり    | 保谷柳沢第二   | 田無柳沢    | 向台   | 向台第二 |
| 向台第三  | 中原     | ひばりが丘第一  | ひばりが丘第二 | 田無第二 | 上向台  |
| 上向台第二 |        |          |         |      |      |

#### ■令和7年3月1日(土)に実施する施設

|      |      |       |      |       |      |
|------|------|-------|------|-------|------|
| 保谷第一 | 住吉   | 中町    | 中町第二 | 谷戸第二  | 本町第二 |
| 保谷柳沢 | 東伏見  | 東伏見第二 | 新町   | けやき第二 | けやき  |
| 田無   | 田無第三 | 芝久保   | 北芝久保 | 芝久保第二 |      |

◆入会説明会には、必ず保護者と入会児童でご出席ください。

◆保護者の方の都合がつかない場合は、事前にご連絡の上、祖父母、知人(成人の方)など責任が持てる方の代理出席をお願いいたします。



## 4. 入会申請にあたっての注意事項

### (1) 申請受付場所

令和7年4月1日入会の第1次申請期間に限り、各児童館で申請受付、各学童クラブで書類のお預かりをします。それ以降は、児童青少年課窓口のみでの受付となります。

なお、保谷庁舎、保育園での申請受付はしていませんのでご注意ください。

### (2) 学童クラブに書類を提出する場合

学童クラブでは、書類をお預かりするのみとなりますので、添付書類に不備がないようご確認をお願いします。また、封書でのご提出にご協力をお願いいたします。

なお、お預かりのみのため、不備等があった場合、児童青少年課よりお問い合わせのご連絡等をさせていただきます。

### (3) 申請期間

申請期間を過ぎて提出（又は郵送）された申請書は、次回の申請期間の入会審査の対象となります。

万が一、勤務証明書類等が手元に届かない等の理由から、申請期間内に申請が困難である場合は、事前に必ずご相談ください。

### (4) 育成料の滞納

育成料等の納入が滞っている世帯は、事前に児童青少年課窓口にご相談ください。

### (5) 第二希望の取扱い

入会申請書には入会希望の学童クラブ名を第二希望まで記入することができます。第二希望の学童クラブの記入によって、優先順位が下がることはありません。第二希望の記入がない場合、第一希望の学童クラブに入会できなかった際には待機となります。

## 【留意点】

下記の①～④の学童クラブについては、どちらを記入されても、定数を大幅に超える申請があった場合には、児童青少年課が学年状況・地域状況・兄弟姉妹関係等を考慮して、定数・運営等に均衡がとれるよう振り分け・調整のうえ入会決定をします。状況によっては、継続状況よりも学年状況等を優先する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

① 東伏見学童クラブ・東伏見第二学童クラブ

② ひばりが丘第一学童クラブ・ひばりが丘第二学童クラブ

③ 中町学童クラブ・中町第二学童クラブ

④ ひばりが丘北学童クラブ・ひばりが丘北第二学童クラブ

※上記以外の同一学校区域内に複数の学童クラブがある場合についても同様です。

以下の学童クラブは、居住地域により学童クラブを指定させていただきます。  
ご希望される方は必ず14ページから16ページの「学童クラブ地区割りについて」をご確認の上ご申請ください。

①田無学童クラブ、田無第二学童クラブ、田無第三学童クラブ

②保谷柳沢学童クラブ、保谷柳沢第二学童クラブ

③けやき学童クラブ、けやき第二学童クラブ

④谷戸学童クラブ、北原学童クラブ、谷戸第二学童クラブ

⑤向台学童クラブ、向台第二学童クラブ、向台第三学童クラブ

⑥芝久保第二学童クラブ、北芝久保学童クラブ

⑦芝久保学童クラブ、新町学童クラブ、上向台学童クラブ、上向台第二学童クラブ

## 5. その他

### 【西東京市に転入される場合】

西東京市へ転入予定の方も、令和7年4月1日入会の申請をすることができます。

#### 【申請時の注意】

- (1) 申請書類の住所については、それぞれ以下を確認してご記入ください。
  - ①入会申請書の申請者（保護者）→現在お住まいの住所
  - ②入会申請書の上部余白に、**引越し先の住所と連絡先（携帯電話など必ず連絡がとれるもの）と引越し予定日**を記入してください。
  - ③勤務証明書→事業所による記入のため、新旧どちらかの住所であれば構いません。
- (2) **住宅の売買契約書、賃貸契約書など**令和7年4月1日以降の住所が西東京市であることを証明できる書類の写しを添付してください。
- (3) **転入予定の方で、転居先や転居日が未定の方は事前に必ずご相談ください。**

## 6. 育成料及び間食費の減額免除制度

次のいずれかに該当する場合は、育成料または間食費について減額免除を受けることができます。

#### 《減額免除対象》

|     |                                                                                    |                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| (1) | 生活保護法による被保護世帯                                                                      | 育成料及び間食費を免除                        |
| (2) | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が児童の保護者のいずれかである世帯 | 育成料及び間食費を免除                        |
| (3) | 市民税・都民税が非課税で、児童育成手当を受給している世帯                                                       | 育成料及び間食費を免除                        |
| (4) | 市民税・都民税 非課税世帯                                                                      | 育成料のみ免除                            |
| (5) | 西東京市就学援助費の受給世帯                                                                     | 育成料のみ免除                            |
| (6) | 児童がアレルギー疾患等により、提供される間食（おやつ）を食することができないと認められた場合                                     | 間食費のみ免除。<br>なお、学童クラブでのおやつ提供はありません。 |

#### ●注意点●

◆**減額免除の申請は、毎年必要です。前年度に減額免除を受けていた場合でも自動的に免除にはなりませんので、忘れずに申請してください。**

◆減額免除制度についての詳しいお知らせと申請書は、4月中旬に口座振替通知書または納入通知書とともにお送りします。

## 学童クラブ地区割りについて

以下の学童クラブ（①～⑦）では、令和6年度に学童クラブを利用していない、新規入会希望の児童を対象に、「地区割り」を行います。

- ① 田無学童クラブ、田無第二学童クラブ、田無第三学童クラブ
- ② 保谷柳沢学童クラブ、保谷柳沢第二学童クラブ
- ③ けやき学童クラブ、けやき第二学童クラブ
- ④ 谷戸学童クラブ、北原学童クラブ、谷戸第二学童クラブ
- ⑤ 向台学童クラブ、向台第二学童クラブ、向台第三学童クラブ
- ⑥ 芝久保第二学童クラブ、北芝久保学童クラブ
- ⑦ 芝久保学童クラブ、新町学童クラブ、上向台学童クラブ、上向台第二学童クラブ

1 小学校区域に2か所以上学童クラブが設置されている地域のうち、特に上記の7区域では入会希望の偏りが予想されます。

学童クラブ事業運営の均衡を図るため、在籍児童の居住地域等から児童数の推移を考慮し、地区割りを行っております。

上記7区域の学童クラブに新規入会を希望される方は、必ず次ページ以降をご確認いただき、入会申請書に希望学童クラブを記入してください。

地域外の学童クラブをご希望の方については、第1次入会申請を締め切った後にご希望の学童クラブに「空き」がある場合にのみ、入会審査を行います。「空き」がない場合には、該当する学童クラブでの入会審査を行います。

ご理解とご協力をお願いいたします。

### 地区割り対象外の方：令和6年度に利用した学童クラブに継続入会希望の方

→原則、在籍していた学童クラブの継続入会を優先します。

※兄又は姉が令和6年度に在籍していた学童クラブへ継続入会を希望する場合、弟または妹も同一の学童クラブを希望することができます。

ただし、定数を大幅に超える申請があった場合は、地区の該当する学童クラブ又は第二希望での審査となります。

### 年度途中入会の方

地区割り対象地域の学童クラブが受け入れ人数を超えた場合には、地域外の学童クラブの中から選択いただくことになります。

## 地区割り住所一覧

### ① 田無小学校エリア

| 学童クラブ     | 住 所                                              |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 田無学童クラブ   | 田無町四丁目（９～22 番のみ）、六丁目、七丁目、南町、芝久保町、西原町（一丁目除く）      |
| 田無第二学童クラブ | 田無町一丁目、二丁目、三丁目（５～9 番のみ）、四丁目（９～22 番除く）、柳沢、向台町、保谷町 |
| 田無第三学童クラブ | 西原町一丁目、田無町三丁目（５～9 番除く）、田無町五丁目、北原町、緑町             |

### ② 保谷第二小学校エリア

| 学童クラブ       | 住 所                                       |
|-------------|-------------------------------------------|
| 保谷柳沢学童クラブ   | 柳沢二丁目 3 ～ 6 番、8 ～13 番、15 番、16 番、18 番、19 番 |
| 保谷柳沢第二学童クラブ | 上記を除く住所                                   |

### ③ けやき小学校エリア

| 学童クラブ      | 住 所                     |
|------------|-------------------------|
| けやき第二学童クラブ | 新青梅街道より北側<br>（西原町二丁目除く） |
| けやき学童クラブ   | 新青梅街道より南側<br>（西原町二丁目含む） |

### ④ 谷戸第二小学校エリア

| 学童クラブ     | 住 所                  |
|-----------|----------------------|
| 谷戸学童クラブ   | 谷戸町一丁目、谷戸町三丁目、住吉町一丁目 |
| 谷戸第二学童クラブ | 泉町、住吉町二丁目、三丁目        |
| 北原学童クラブ   | 北原町、保谷町              |



### ⑤ 向台小学校エリア

| 学童クラブ     | 住 所                                                                 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| 向台学童クラブ   | 向台町一丁目、二丁目<br>向台町三丁目 1～4 番、5 番 27－101 号から 854 号、6～10 番<br>新町一丁目～四丁目 |
| 向台第二学童クラブ | 向台町三丁目 5 番（5 番 27－101 号から 854 号までを除く）<br>向台町四丁目～六丁目<br>新町五丁目、六丁目    |
| 向台第三学童クラブ | 南町一丁目～六丁目                                                           |

### ⑥ 芝久保小学校エリア

| 学童クラブ      | 住 所                          |
|------------|------------------------------|
| 芝久保第二学童クラブ | 芝久保町二丁目 1～12 番、芝久保町三丁目 1・2 番 |
| 北芝久保学童クラブ  | 上記を除く区域                      |

### ⑦ 上向台小学校エリア

| 学童クラブ      | 住 所            |
|------------|----------------|
| 芝久保学童クラブ   | 芝久保町、南町        |
| 新町学童クラブ    | 新町四丁目、五丁目      |
| 上向台学童クラブ   | 向台町五丁目、新町六丁目   |
| 上向台第二学童クラブ | 向台町六丁目、上記を除く区域 |



## 入会申請に関するよくあるご質問(Q&A)

### (1) 祖母や大学生の兄や、おじが同居しているのですが、何か書類が必要ですか？

18歳以上65歳以下の方で、児童と実際に同居している親族の方全員分の書類（勤務証明書等）が必要です。要件確認のための必要書類をご確認ください。提出がない場合は、不備書類扱いとなり期間限定入会になります。令和7年4月1日以降に18歳になる人が書類提出の対象となります。

### (2) 単身赴任の場合も勤務証明書は必要ですか？

海外に単身赴任されている場合は書類の提出は必要ありません。国内赴任の場合は必ずご提出ください。

### (3) 勤務が週3日、1日4時間以上あるものの、午後2時までの勤務なのですが、要件を満たしますか？

通勤時間を含めて午後2時30分以降まで外出していることが要件になりますので、通勤時間が30分以上あれば入会要件を満たしていることになります。

### (4) 保育園にも同時に申し込みをしていますが、保育園用の勤務証明書のコピーを学童クラブの申請用紙に添付して申請しても大丈夫ですか？

保育園用の勤務証明書の内容で学童クラブ用の勤務証明書の内容が網羅されているので大丈夫です。ただし、令和6年10月以降発行のものに限ります。

### (5) 現在育児休暇取得中ですが、職場の復帰予定日が令和7年5月31日です。また、出産日が令和5年9月なので、出産日から1年6か月を過ぎてしまっている状況ですが、申請できますか？

申請は可能です。出産日から1年6か月を過ぎている場合でも、上記のようなケースの場合には受付をさせていただきます。その際の「育児休業」要件での入会期限は、復職予定日まで(最大5月31日まで)ですが、復職後に復職証明書をご提出いただければ、引き続き入会いただけます。復職予定日によっては申請対象ではない場合もありますので、詳細は児童青少年課へお問い合わせください。

### (6) 自営業をしています。諸事情により確定申告も開業の届出もしていません。どうしたらいいのでしょうか？

その他の自営業だと分かる書類を確認させていただきます。詳しくは児童青少年課へお問い合わせください。その場合も保護者本人作成による勤務証明書は必ずご提出ください。

### (7) 会社がテレワークを実施しているため、勤務証明書の取得に時間がかかります。申請期限内に申請が間に合わない場合はどうしたらいいのでしょうか？ また、仕事で帰りが遅く、市役所が開いている時間に申請に行けないのですが？

毎年「書類がそろわないのに時間がかかったため、期限に間に合わなかった」という声をお聞きますが、申請期限を過ぎてから提出された申請書は、次の申請期間の入会審査の対象となってしまいます。

勤務証明書などの書類が間に合わない場合は、必ず事前に児童青少年課へご相談ください。

また、web申込フォーム・郵送による入会申請が可能です。(詳しくは8・9ページをご覧ください。)

なお、保護者の方が申請に来られない場合は、申請内容が確認できる代理の方(18歳未満の方を除く)でも受け付けられる場合がありますので、必ず事前に児童青少年課へご相談ください。

**(8) 諸事情により、現在もしくは過去に学童クラブ育成料等の滞納がある場合は申請できますか？**

事前に必ず児童青少年課へご相談ください。

**(9) 職業が看護師で、毎日夜勤のため午後2時30分には自宅にいますが、学童クラブは利用できますか？**

看護師・タクシー運転手・バス運転手・警備員などの常態的に夜勤のある職業に関しては、「午後2時30分まで外出していること」の条件を除きます。そのため、学童クラブを利用することができます。

**(10) 入会申請提出後に、希望する学童クラブを変更したいのですが可能ですか？**

同一申請期間内（例：第1次申請で提出した方は第1次申請の期間内）の場合には、事前に児童青少年課に連絡の上、児童青少年課の窓口までご来庁ください。電話や口頭での申請内容の変更はできません。

なお、同一申請期間を過ぎた後でも、転居に伴う小学校の変更など、やむを得ない事情がある場合には、申請内容の変更の受付をいたします。児童青少年課にご連絡いただき、窓口に来庁の上、ご相談ください。

ただし、入会決定後（2月上旬を予定）はいかなる理由があっても申請内容の変更ができません。学童クラブの変更をしたい場合には、辞退届を提出の上、改めてご希望の学童クラブの入会申請をご提出ください。

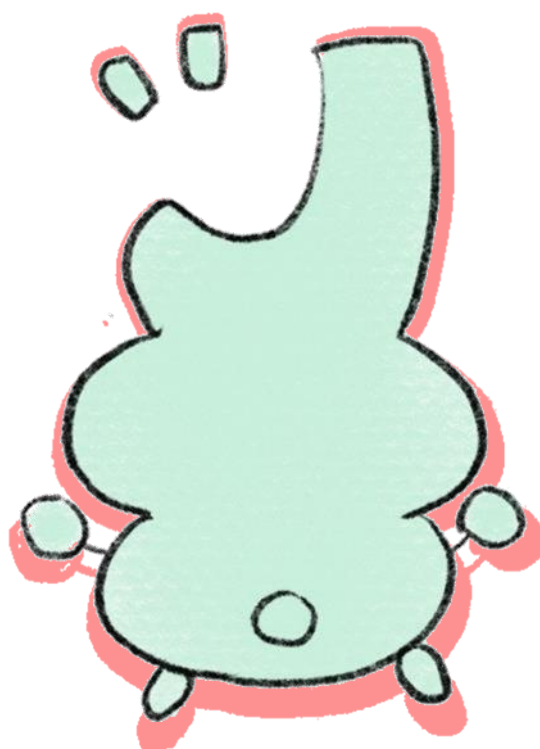
**(11) 学校選択制度を希望しており、小学校が決まっていなくても申請できますか？**

学童クラブの入会申請をいただくことは可能です。ただし、学童クラブの入会申請と学校選択制度は連動しておりません。そのため、学校選択制度の抽選の落選などの理由で、希望する学童クラブを変更したい場合には、上記（10）の手續に準じます。

**(12) web申込フォームに添付する勤務証明書など要件確認のための必要書類は、スマートフォンなどで撮影した写真（画像）でも申請できますか？**

写真を添付して申請していただくことが可能です。不鮮明な場合は、再提出のお願いのご連絡をする場合がございますので、撮影の際はご注意ください。

また、その他、web申込フォームの提出方法に関する注意点などは、市ホームページをご覧ください。



## 西東京市 子育て支援部 児童青少年課

住 所：〒188-8666  
西東京市南町五丁目6番13号  
(田無第二庁舎2階3番窓口)

電 話：042-460-9843(直通)

E-mail：[jidou@city.nishitokyo.lg.jp](mailto:jidou@city.nishitokyo.lg.jp)

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。